別紙１

山梨県庁内一時預かり保育施設利用規約　兼　承諾書

ご利用にあたりましては、次の内容をご確認・ご了承くださいますようお願いいたします。

１．一時預かり保育施設（以下「施設」という。）では、ご利用にあたり、保護者様等のご本人確認をさせていただきます。

２．施設のご利用時間は、山梨県職員等は、午前８時から午後７時までの任意の時間（最大１１時間）となります。一般利用者は、午前８時から午後６時までの任意の時間（最大１０時間）となります。

３．施設は、病気のお子様、お熱のあるお子様はお預かりできません。

　※体温が３７．５度以上のお子様は、お預かりできません。

※感染症（風邪、はしか、おたふく風邪、手足口病、流行性結膜炎、百日咳、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、嘔吐下痢症等）の疑いがある場合はお預かりできません。

※お預かり中、お預かり後のお子様の傷病の発生、悪化の責任は負いかねます。

※施設スタッフは医療行為は行えません。お子様の状態の急変等により医療行為が必要と判断した場合には保護者様に直ちにご連絡いたします。

※万が一の事故に備え、賠償保険・傷害保険に加入しています。万が一の場合には、保険の範囲内で保証させていただきます。但し、不可抗力による事故など、保険が支払われない場合があります。

※お子様に対するお薬の取り扱いはいたしません。

４．送迎時間は厳守してください。送迎時間が予定よりも遅れる場合には、早めに施設へご連絡ください。山梨県職員等の施設利用時間は午後７時まで、一般利用者の施設利用時間は午後６時までです。

送迎の時は、必ず次のものを持参し、提出等してください。

・身分を証明するもの（マイナンバーカード、免許証など）

・預けた方とお迎えの方が異なる場合は事前にお知らせのうえ、お迎えの方の身分を証明するもの（マイナンバーカード、免許証など）

　　引き渡しが終わったら、山梨県庁内一時預かり保育施設利用申込書及び保育ノートに利用者のサインをお願いいたします。

５．施設内でお預かりするお荷物には、お名前をご記入ください。また、破損、紛失に関しましては一切の責任は負いかねますのでご承知おきください。なお、けが防止のため、お子様のポケットには何も入れない状態でお預けください。

６．施設の利用料は、１時間まで３００円とし、利用が１時間を超える場合は、１時間までごとに３００円を加算します。

　　山梨県職員等が月単位で利用する場合の月額料金は３７，０００円です。月途中から利用した場合や都合によりお休みした日がある場合も、月額料金の日割計算は行いません。

　　利用料は、月初めから月末における利用実績分を翌月にまとめて請求します。山梨県の発行する納入通知書により、山梨県が指定する期日までに納入していただきます。

　　期日までに納入がない場合には、納入が確認できるまで施設の予約及び利用はできませんので、ご承知おきください。

７．緊急時は、保護者様の携帯電話に直接ご連絡させていただきますので、施設をご利用の際は、携帯電話の番号をお知らせくださいますようお願いいたします。また、携帯電話は必ず連絡の取れる状態にしておいてください。なお、緊急時に庁内放送でご連絡させていただくことがあります。ご承知おきください。

８．テレビや新聞等の取材の際、写真の掲載等の依頼があった場合には、お子様の個人情報が特定できない範囲で対応します。ご承知おきください。掲載される場合には、あらかじめ保護者様にお伝えいたします。

９．保護者様個人のブログやSNSに他のお子様、保育者を掲載することはご遠慮ください。

10．お子様及び保護者様等に係る個人情報は、ケガや緊急時において、また、幼保小への円滑な移行、接続が図れるように関係各機関に必要な情報提供を行う場合があります。

11．ご利用の際、定員に達している場合は、しばらくお待ちいただくか、お断りする場合がございますので、ご了承ください。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **保護者氏名（署名）** | |  | | |
| **児童氏名** |  | | **生年月日** | 平成/令和　　　年　　　月　　　日 |
| **児童氏名** |  | | **生年月日** | 平成/令和　　　年　　　月　　　日 |
| **児童氏名** |  | | **生年月日** | 平成/令和　　　年　　　月　　　日 |

　※この用紙の有効期間は当該年度内です（当該年度の初回の利用時に提出していただきます）。